

平成23年度養父市施策事前評価実施要綱

平成 23 年 11 月 8 日

告示第94号

(目的)

第1条 この告示は、施策の事前評価（以下「事前評価」という。）を実施することにより、施策の効果的かつ効率的な推進を図るとともに、市政運営における透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(事前評価の対象施策)

第2条 事前評価の対象となる施策は、第2次養父市総合計画に定める全ての施策とする。

(施策事前評価・市民評価委員会の設置)

第3条 施策について市長に意見を具申するため、施策事前評価・市民評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、八鹿地域審議会、養父地域審議会、大屋地域審議会、関宮地域審議会及び養父市行政改革推進委員会の委員とする。

3 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

(組織)

第4条 委員会に委員長及び職務代理者各1人を置く。

2 委員長は、委員の中から互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を総括し、事前評価についての意見のとりまとめを行う。

4 職務代理者は、委員長の指名により選任し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(班)

第5条 委員会に、第2条に掲げる施策について詳細に検討をするため、総合計画の5つの柱ごとに班を置く。

2 班に班長、副班長及び書記を置く。

3 班長は、班の中から互選し、班のとりまとめ結果を委員会に報告する。

4 副班長は、班長の指名により選任し、班長に事故があるとき又は班長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 書記は、班長の指名により選任する。

(庶務)

第6条 事前評価の庶務は、政策監理部企画政策課が行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年11月8日から施行する。